

平成十一年法律第二百十六号  
国立研究開発法人国立環境研究所法

目次

第一条 総則（第一条—第五条）	第二章 役員及び職員（第六条—第十一条）
第二章 役員及び職員（第六条—第十一条）	第三章 業務等（第十一条—第十二条）
第三章 業務等（第十一条—第十二条）	第四章 雜則（第十三条・第十四条）
第四章 雜則（第十三条・第十四条）	第五章 罰則（第十五条・第十六条）
第五章 罚則（第十五条・第十六条）	附則

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、国立研究開発法人国立環境研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称) 第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

(目的) 第三条 この法律は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）に関する調査及び研究を行ふことにより、環境の保全に関する科学的知識を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ることを目的とする。

(研究開発法人)

(事務所) 第三条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

(資金) 第五条 研究所の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。

3 研究所は、前項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員) 第六条 研究所に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 研究所に、役員として、理事一人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(研究開発法人)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十一年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員及び職員の地位)

第十一条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(業務の範囲)

第一 環境の状況の把握に関する研究、人の活動

が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動

による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に

関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する

調査及び研究（水俣病に関する総合的な調査

及び研究を除く。）を行うこと。

二 環境の保全に関する国内及び国外の情報（水俣病に関するものを除く。）の収集、整理

及び提供を行うこと。

三 科学技術・イノベーション創出の活性化に

関する法律（平成二十年法律第六十三号）第

三十四条の六第一項の規定による出資並びに人との技術的援助のうち政令で定めるもの

に行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

五 ヨン創出の活性化に関する法律（平成三十一年法律第五十号）第十一条第一項に規定する業務を行うこと。

第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

(積立金の処分)

第七条 研究所は、通則法第三十五条の第四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち環境大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の第五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のものの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 環境大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(緊急の必要がある場合の環境大臣の要求)

第十三条 環境大臣は、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染その他の環境の汚染により人の健康又は生活環境に係る重大な被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、研究所に対し、第十一条第一項に規定する業務（同項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。）のうち必要な調査及び研究の実施を求めることができる。

2 研究所は、環境大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正當な理由がない限り、命令とする。

(主務大臣等)

第十四条 研究所は、環境大臣における主務大臣及び主務省令は、それぞれ環境大臣及び環境省令とする。

(第五章 罰則)

第五条 第九条の規定に違反して秘密を漏ら

し、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

2 その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

3 第十二条第一項の規定により環境大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

4 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

5 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

6 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

7 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

8 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

9 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

10 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

11 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

12 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

13 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

14 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

15 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

16 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

17 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

18 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

19 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

20 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

21 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

22 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

23 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

24 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

25 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

26 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

27 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

28 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

29 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

30 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

31 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

32 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

33 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

34 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

35 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

36 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

2 その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

3 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

4 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

5 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

6 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

7 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

8 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

9 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

10 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

11 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

12 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

13 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

14 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

15 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

16 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

17 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

18 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

19 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

20 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

21 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

22 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

23 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

24 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

25 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

26 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

27 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

28 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

29 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

30 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

31 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

32 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

33 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

34 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

35 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

36 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

2 その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

3 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

4 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

5 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

6 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

7 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

8 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

9 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

10 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

11 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

12 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

13 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

14 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

15 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

16 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

17 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

18 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

19 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

20 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

21 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

22 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

23 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

24 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

25 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

26 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

27 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

28 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

29 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

30 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

31 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

32 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

33 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

34 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

35 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

36 第十二条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。

二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引退職員であるものは、研究所の成立の際国営企業及び特定独立行政法人的労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

3 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

**第五条** 研究所の成立の際、第十条に規定する業務に關し、現に国有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時において研究所が承継する。

2 前項の規定により研究所が国有の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

**第六条** 前条に規定するものほか、政府は、研究所の成立の時において現に建設中の建物等（建物及びその建物に附屬する工作物をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものと研究所に追加して出資するものとする。

2 前項の規定により政府が出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

#### 第二章 研究所の設立の際の附則

##### 第一条（施行期日）

（施行期日）抄

（施行期日）

(施行期日)

**第一条** この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

(課税の特例)

**第二十七条** 新通則法第一条第一項に規定する個別法及び新通則法第四条第二項の規定によりその名称中に国立研究開発法人という文字を使用するものとされた新通則法第二条第一項に規定する独立行政法人が当該名称の変更に伴い受ける名義人の名称の登記又は登録については、登録免許税を課さない。（処分等の効力）

**第二十八条** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき处分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき处分、手続その他の行為とみなす。（罰則に関する経過措置）

**第二十九条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。  
(その他の経過措置の政令等への委任)

**第三十条** 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附 則 (平成三〇年六月一三日法律第五

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年一二月一四日法律第

(施行期日)

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第三十五条** この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（経過措置）

附 則 (令和二年六月二十四日法律第六三

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。（政令への委任）

**第六条** 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)

1 (施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日